寄居町国民健康保険加入者の皆さんへ

限度額適用・標準負担額減額認定証の更新申請をお忘れなく

皆さんの申請に基づき交付している限度額適用・標準負担額減額認定証は、7月31日が有効期限となっています。継続して交付を希望する方は、次の書類等を持参のうえ、8月中に保険年金課国民健康保険担当窓口へ申請してください。

なお、9月以降に申請をされた場合は、発効日は申請月の1日からとなりますのでご注意ください。

持参するもの／寄居町国民健康保険被保険者証、期限の切れた限度額適用・標準負担額減額認定証

限度額適用認定証

国民健康保険では、世帯の所得状況に応じて、医療費の同月内の自己負担限度額が設けられています。あらかじめ交付を受けた限度額適用認定証を医療機関の窓口へ提示すると、一カ月の医療費は自己負担限度額までの支払いとなります。

ただし、国民健康保険税に滞納のある世帯の70歳未満の方には、認定証が交付されない場合があります。なお、70歳以上の方は、表の低所得者Ⅱおよび Ⅰに該当する方のみ交付されます。

標準負担額減額認定証

町民税非課税世帯の方は、医療機関の窓口で標準負担額減額認定証を提示することで、入院時の食事代が減額されます。

◆70歳未満の自己負担限度額（月額）

一　般	80,100円＋（医療費－267,000円）×1%
上位所得者＊	150,000円＋（医療費－500,000円）×1%
住民税非課税世帯	35,400円

＊同一世帯の国保被保険者の基礎控除後の総所得の合計額が600万円を超える世帯に属する方です。また、所得の申告がない場合、上位所得者と見なされます。

◆70歳以上の自己負担限度額（月額）

	外来（個人ごと）	外来＋入院（世帯ごと）
一　般	12,000円	44,400円
現役並み所得者＊1	44,400円	80,100円＋（医療費－267,000円）×1%
低所得者Ⅱ＊2	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ＊3	8,000円	15,000円

＊1.同一世帯に課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる方（自己負担割合が3割の方）です。
＊2.同一世帯の世帯主および国保加入者が住民税非課税の方です。
＊3.同一世帯の世帯主および国保加入者が住民税非課税で、その世帯の判定対象者の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方です。

◆入院時の食事代の標準負担額（1食当たり）

一般（下記以外の方）		260円
・住民税非課税世帯 ・70歳以上で低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円
	90日を超える入院＊（過去12カ月の入院日数）	160円
70歳以上で低所得者Ⅰ		100円

＊過去12カ月の入院日数が90日（減額認定証の交付を受けた日以降の日数）を超えた場合は、窓口へ申請してください。

問い合わせ／保険年金課（☎581・2121内線113～115）へ。

国保税軽減判定のための申告書の提出について

国民健康保険税は、世帯主と加入者全員の合計所得が一定額以下の場合には、均等割・平等割が7割、5割、または2割軽減されます。

軽減に該当するかどうかは、世帯の所得額により判定しますので、16歳以上の加入者全員の所得の申告が必要になります。所得のない方や扶養となっている方でも申告が必要です。

収入がなく、これまで軽減制度の該当世帯であった場合でも、世帯の中に申告をしていない方がいると対象になりませんので、ご注意ください。

確定申告書、町県民税申告書、給与や年金の支払報告書等で所得を確認できない方がいる世帯には「国民健康保険税申告書」を8月中旬に送付しますので、提出してください。

問い合わせ／税務課（☎581・2121内線154～156）へ。

開催します！ 地域公民館敬老会

町では、地域公民館ごとに敬老会を開催します。ぜひご参加ください。

対象／満75歳以上の方（案内状を発送します）

問い合わせ／中央公民館（☎581・2662）へ。

地　区	日　時	場　所
市街地	9月15日（月）午前10時～	寄居町勤労福祉センター（よりい会館）
西　部	9月14日（日）午前9時～	寄居小学校体育館
桜　沢	9月14日（日）午前9時30分～	桜沢小学校体育館
折　原	9月13日（土）午前9時30分～	折原小学校体育館
鉢　形	9月7日（日）午前9時～	鉢形財産区会館
男　衾	9月7日（日）午前9時～	男衾コミュニティセンター
用　土	9月15日（月）午前9時～	用土小学校体育館

特定健康診査・各種がん検診を受診しましょう！

今年も、特定健康診査・健康診査・がん検診を全額公費負担で実施します。ご自身の健康状態を確認する良い機会ですので、ぜひ受診しましょう。

急速な高齢化や食生活の変化により、生活習慣病にかかる方が増加傾向にあります。生活習慣病は、偏った食生活や睡眠不足、運動不足、喫煙、ストレス等の生活習慣が深く関与して発症する疾患です。動脈硬化症・糖尿病・高血圧症・脂質異常症などは、生活習慣病に起因する病気とされています。

また、生活習慣病は日本人の死因の6割を占めています。

特定健康診査はメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した、生活習慣病の予防・改善につなげる健診です。初期の生活習慣病は特に、自覚症状がないことが多いといわれています。普段の生活習慣を改善することによる疾病の予防や早期発見、早期治療を受けることが大切です。

健診結果により、生活習慣の改善が必要な場合には、対象者一人ひとりに合わせた生活習慣を見直すための特定保健指導を行います。

健診（検診）は健康なときにこそ受診し、自分自身の健康状態を確認しましょう。健やかで心豊かな生活を送り続けるため、年に一度は受診してください。

健康づくり・チャレンジポイント対象事業

また、健診（検診）は健康づくり・チャレンジポイント必須事業です。特定健診・健康診査は25ポイント、各種がん検診は10ポイント、全部受診すると55ポイントになります。

持参するもの／問診票（お申し込み後に送付しますので、必要事項を記入してください）、保険証（特定健診・後期高齢者健康診査を受診する方は必ず持参してください）、受診券（8月中旬に国保対象者へ送付します）

申し込み／10・11頁の実施日程表等をご確認のうえ、受診希望日時と健診種類を決めて、予約専用ダイヤルへお電話ください。9月～10月の予約は8月19日（火）から、11月～平成27年1月の予約は10月1日（水）から受付開始となります。予約開始日は電話がつながりにくい場合があります。また、申込状況によっては、ご希望に添えないこともありますのでご了承ください。なお、予約の連絡は健診（検診）希望日の1週間前までとなります。

死因別死亡数の割合

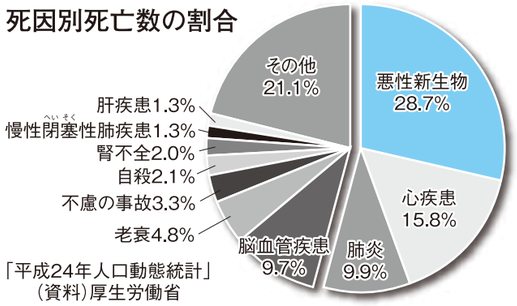

「平成24年人口動態統計」（資料）厚生労働省

生活習慣病の発症予防と重症化の流れ （資料）厚生労働省

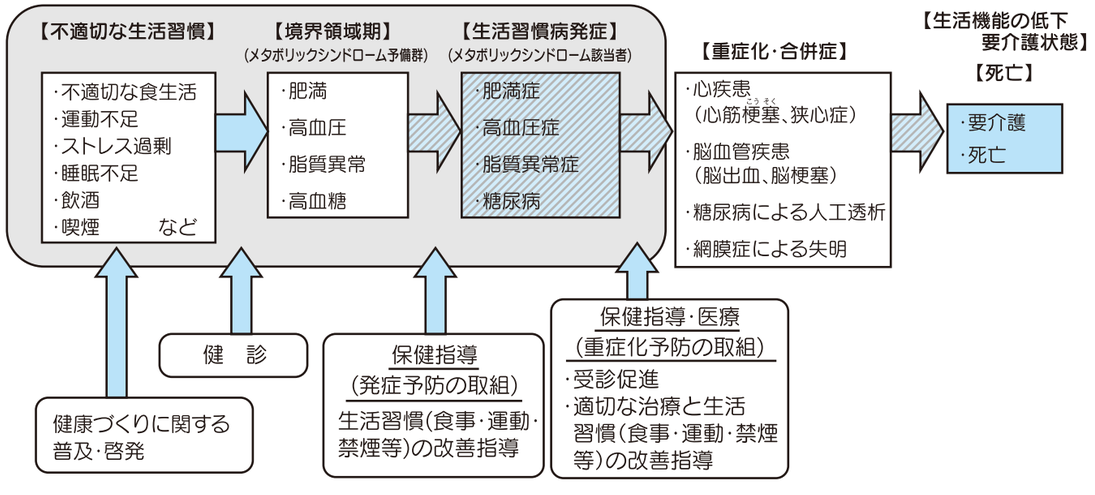

詳しい日程等については、10・11頁をご覧ください！